

Q11： 招聘予定の外国人が入管法第5条第1項第14号に該当する者として、上陸拒否の対象となる地域に滞在していますが、地方出入国在留管理局に対して行った在留資格認定証明書交付申請は不交付となるのでしょうか。（6月26日更新）

A11： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る上陸拒否の対象であることのみを理由に不交付とはしていません。

ただし、在留資格認定証明書が交付されたとしても入国制限措置が解除されるまでの間は「特段の事情」が認められる場合を除き、入国することができませんので、入国制限措置の状況を法務省のホームページ等で確認の上、査証申請や入国予定を御検討下さい。

Q12： 在留資格認定証明書交付申請を行いました。当該外国人の招聘を取り止めることとしました。この場合、どのような手続が必要になるのでしょうか。

A12： 申請者の身分事項及び申請番号等を記載した文書（様式任意）を、在留資格認定証明書の交付申請を行った地方出入国在留管理局宛に提出願います。

提出は来庁されることなく、郵送でも可能です。郵送される場合には、封書に申請番号を記載願います。